

育成者権を侵害しない適正なイチゴ栽培を！

最近、イチゴの新品種が全国的に育成され話題となっていますが、育成した人(育成者権者)の許諾なしに栽培し、その苗や果実を販売することは、種苗法で禁止されていますので、現在栽培している品種が育成者権者の許諾を得ているものか確認し、育成者権を侵害しない適正な栽培に取組みましょう。

種苗法とは

種苗登録品種について、その品種を育成した人の権利(育成者権)を25年間守るための法律です。

育成者以外の方が、この品種を利用する場合は、育成者権者の許諾が必要となります。

「ひのしずく」「さがほのか」「かおり野」「紅ほっぺ」「おいCベリー」「おおきみ」など・・・

県内で栽培できないイチゴの品種があります。

イチゴの品種には、育成した県や個人などに育成者権があります。

育成者権者が許諾をしている業者等から苗を購入しなければ栽培はできません。

他県で育成された品種には、その県内のみ利用を許諾している品種もあり、**熊本県では栽培できない品種があります。**

種苗法に違反すると

種苗法に違反すると、罰則として個人は**10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科**、法人は**3億円以下の罰金**が科せられます。

(例)侵害の態様

侵害	侵害の例示
苗	イチゴの苗を育成者権者に無断で生産・販売・輸出入等すること
収穫物	イチゴの果実を育成者権者に無断で生産・販売・輸出入等すること

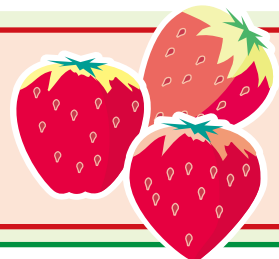
許諾のない登録品種と知りながら、栽培し、収穫したイチゴの果実を生産・販売した生産者は罰則の対象となります。(そのイチゴを取り扱った流通業者・出荷団体も罰則の対象になります。)

その他にも・・・

- ① 無断で増殖した種苗やその収穫物に対する**差止請求**
- ② 損害を被った場合は**損害賠償請求**
- ③ その品種の信頼が損なわれた場合は、**信頼回復の措置の請求**などを育成者権者から求められることがあります。

育成者権を侵害しないために

- 1 許諾を受けた販売業者であるか確認をして苗を購入しましょう。
- 2 購入時には、苗の名称を確認しましょう。
- 3 個人での苗のやりとりはやめましょう。



お問い合わせ

●熊本県八代地域振興局農業普及・振興課 TEL 33-3512

JAやつしろ各営農センター

●北部総合営農センター

TEL 52-0300

●ひかわ営農センター

TEL 43-8113

●中央営農センター

TEL 39-7227



獅子座

7/23 ~ 8/22

【全体運】 サービス精神を発揮すると、対人面には好変化が。思わぬサポートに恵まれるかも。協調性のある言動も忘れずに

【健康運】 下り坂。ストレッチが気分転換にも最適

【幸運を呼ぶ食べ物】 トマト